

# 平成27年度第1回 岩手県総合教育会議

日 時 平成27年4月27日（月）

13:00~14:00

場 所 第一応接室

## 次 第

1 開 会

2 知事挨拶

3 教育委員長挨拶

4 議決事項

総合教育会議の運営について

5 協議事項

(1) 大綱の策定について

(2) その他教育課題について

・ 本県教育の現状について

・ 新たな高等学校再編計画の策定について

6 その他の事項

7 閉 会

平成 27 年度第 1 回岩手県総合教育会議 出席者名簿

職	氏名	備考
<b>【構成員等】</b>		
知事	達増 拓也	
副知事	千葉 茂樹	オブザーバー
教育委員長	八重樫 勝	
教育委員	小平 忠孝	
教育委員	村井 三郎	
教育委員	芳沢 茜子	
教育委員	藤井 克己	
教育長	高橋 嘉行	
<b>【事務局等】</b>		
総務部	総務室管理課長	藤澤 良志
	法務学事課総括課長	佐藤 一男
政策地域部	政策推進室政策監	高橋 勝重
教育委員会	教育次長兼学校教育室長	川上 圭一
	教育次長兼教育企画室長	田村 幸義
	教育企画室特命参事兼企画課長	菊池 正勝
	学校教育室学力・復興教育課長	小野寺哲男
	学校教育室義務教育課長	藤岡 宏章
	学校教育室高校教育課長	岩井 昭
	学校教育室高校改革課長	木村 久
事務局	学校教育室生徒指導課長	大林 裕明
	生涯学習文化課総括課長	松下 洋介
	スポーツ健康課施設・学校健康担当課長	藤原由喜江

## 総合教育会議の運営について

### 1 会議の目的

知事と教育委員会とが本県教育の課題や目指す姿を共有し、一層の連携を深めながら本県教育の振興に取り組むため、大綱の策定のほか、教育に関する諸課題について、総合教育会議において協議・調整を行うとともに、公開による会議の開催により、広く県民に開かれた教育行政の推進を図る。

### 2 定例会及び臨時会

#### (1) 定例会

- ・ 原則、年2回の開催とする。(本年度、第2回は12月に開催予定)
- ・ 大綱の策定に関する協議のほか、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策などについて議題とし、協議・調整を行う。

#### (2) 臨時会

- ・ 必要に応じ、隨時開催する。(急を要する事案等がある場合には、教育委員会と調整の上、速やかに会議を開催する。)
- ・ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置などについて議題とし、協議・調整を行う。

### 3 協議・調整議題

#### (1) 大綱の策定

#### (2) 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策

- ・ 「新たな高校再編計画の策定」、「学校施設の整備」、「学力向上対策」など

#### (3) 児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき施策

- ・ 「災害発生時の対応」、「いじめ事案への対応」など

### 4 その他

- ・ 会議は知事が招集する。
- ・ 教育委員会は知事に対し、協議すべき具体的な事項を示して、会議の招集を求めることができる。
- ・ 構成員は知事と教育委員会（必要に応じ意見聴取者の出席を要請する。）とする。
- ・ 会議において調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。
- ・ 会議は公開とする。（個人の秘密を保つため必要があると認めるとき等の場合は非公開とする。）
- ・ 会議の議事録を作成し、公表する。
- ・ その他、会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議において定める。

# 岩手県総合教育会議運営要領（案）

平成 27 年 4 月 日

## 第1 趣旨

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 9 項の規定に基づき、岩手県総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 会議の招集等

- 1 知事は、会議を総理し、座長となる。
- 2 知事は、会議を招集するときは、招集の日時及び場所並びに会議に付議する事項をあらかじめ岩手県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知する。
- 3 教育委員会は、法第 1 条の 4 第 4 項に基づき、会議の招集を求める場合は、文書をもって行うものとする。

## 第3 会議を非公開とする場合の措置

- 1 法第 1 条の 4 第 6 項ただし書の規定に基づき会議を公開しないこととするときは、知事は、一般傍聴人及び知事の指定する者以外の者を退席させるものとする。
- 2 公開しないこととされた会議の議事は、何人も漏らしてはならない。ただし、会議で合意された場合には、公開しないこととされた会議の結果及び内容の全部又は一部を公表することができる。

## 第4 会議録

- 1 会議録は教育長が作成する。
- 2 会議録に記載する事項は、おおむね次のとおりとする。
  - (1) 開会、閉会等に関する事項
  - (2) 出席した構成員
  - (3) 意見聴取のため出席した者
  - (4) 説明等のため出席した職員
  - (5) 議題及び議事の大要
  - (6) その他知事又は会議において必要と認めた事項
- 3 教育長は、前項の規定により会議録を作成したときは、これを公表する。ただし、法第 1 条の 4 第 6 項ただし書きの規定に基づき会議を公開しないこととした間に係る部分については、この限りではない。

## 第5 庶務

会議の庶務は、教育委員会事務局教育企画室において処理する。

## 第6 雜則

この要領に定めるもののほか、会議運営に関し必要な事項は、知事が会議に諮って定める。

### 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 27 日から施行する。

## 大綱の策定について

### 1 大綱の位置付け

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき策定する、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）は、次の計画等をもって位置付けるものとする。

- (1) 「いわて県民計画」及び「次期アクションプラン」の教育、文化、スポーツの政策分野

岩手県総合計画「いわて県民計画」(平成21年12月策定)

第4章 岩手の未来をつくる7つの政策

5 教育・文化～「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現～

#### ■ 基本的考え方

学校教育の充実、社会教育、生涯学習、スポーツの振興や国際交流の推進などにより、将来の岩手を担う人材を育成するとともに、多彩な本県の文化芸術をはぐくみ、創造・継承することで、「人材・文化芸術の宝庫いわて」の実現を目指します。

#### ■ 政策推進の基本方向

- 家庭・地域との協働による学校経営の推進
- 「知・徳・体」を備え調和のとれた人間形成
  - ・ 児童生徒の学力向上
  - ・ 豊かな心を育む教育の推進
  - ・ 健やかな体を育む教育の推進
  - ・ 特別支援教育の充実
- 生涯を通じた学びの環境づくり
- 高等教育の連携促進と機能の充実
- 文化芸術の振興
- 多様な文化の理解と交流
- 豊かなスポーツライフの振興

- (2) 今後、総合教育会議において、知事と教育委員会が大綱に位置付けるものとして合意した計画

※ 「新たな高等学校再編計画の基本的な考え方」などを想定

## 2 理由

- (1) 大綱は、教育基本法第17条に規定する基本的な方針（教育振興基本計画）を参酌し定めるものとされているが、本県においては、「いわて県民計画」及び「アクションプラン」の教育部門を本県の教育振興基本計画として位置付けていること。
- (2) 本県の教育行政は、「いわて県民計画」の目指す姿や目標の達成のため、その体系に基づいた各種施策を展開しているところであり、「いわて県民計画」を基本的な指針として取り組むことが適當と考えること。
- (3) 今後、「次期アクションプラン」や「新たな高等学校再編計画」の策定等も見込まれており、その時々の時勢に合った大綱に常に見直しが行われるよう、総合教育会議において知事と教育委員会が大綱に位置付けるものとして合意した計画については、逐次大綱に位置付けていくことが適當であること。

## 本県教育の現状について

### 1 学力向上対策等について

- (1) 児童生徒の学力向上について
- (2) 高校生の進路状況について
- (3) グローバル人材の育成について

### 2 いじめ問題への対応について

## 1 (1) 児童生徒の学力向上について

### 1 現状（全国学力・学習状況調査の結果から）

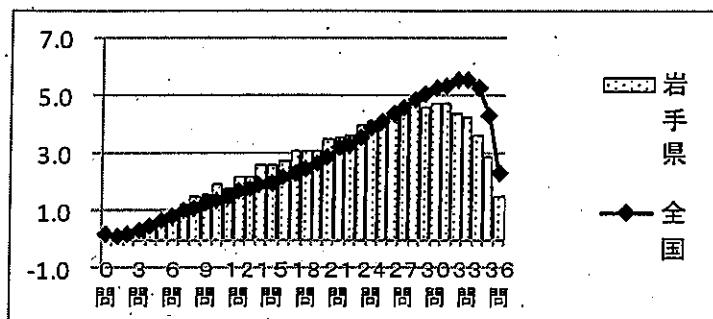
#### (1) 教科に関する調査

- ・小学校国語、算数及び中学校国語において平均正答率が全国を上回っている
- ・中学校数学は、平均正答率が全国を下回ったが、昨年度より差は縮まっている
- ・中学校数学は、上位層が全国より少ない状況にある（小学校算数でも若干その傾向あり）
- ・平均正答率では、A問題（基礎）よりB問題（活用）に課題がある状況が継続

【表1】各教科の平均正答率 H25.26 全国学力学習状況調査結果（県教委作成）より

教科等	小6 H26年度			小6 H25年度			中3 H26年度			中3 H25年度		
	岩手%	全国%	差									
国語 A	73.7	72.9	+0.8	65.5	62.7	+2.8	80.5	79.4	+1.1	78.2	76.4	+1.8
国語 B	58.3	55.5	+2.8	50.8	49.4	+1.4	51.8	51.0	+0.8	68.1	67.4	+0.7
算/数 A	78.9	78.1	+0.8	78.3	77.2	+1.1	64.1	67.4	-3.3	59.9	63.7	-3.8
算/数 B	58.7	58.2	+0.5	57.9	58.4	-0.5	57.5	59.8	-2.3	37.4	41.5	-4.1

【図1】中学校数学 A の正答数分布状況 H26 全国学力学習状況調査結果（県教委作成）より



#### (2) 学習状況に関する調査

- ・「授業がわかる」割合は、小学校で高い状況が持続、中学校でも、国語が概ね良好
- ・中学校数学は他教科と比較して低い状況にあるが、昨年度に比べて改善
- ・家庭学習時間は増加傾向にあるものの、全国と比較してまだ十分とは言えない状況

## 2 課題

- (1) 各種調査結果を学校全体で活用した授業改善を推進する必要がある
- (2) 小中連携・中高連携を促進させ、教育効果を一層高める必要がある

## 3 今後の方向性

- (1) 学力向上に特化した担当を設置し、センター駐在も置きながら、施策を推進
- (2) 学校に調査結果の分析ツールを提供し、多角的な分析による授業改善を支援
- (3) 小中高の諸調査結果を共有し、小中高の連続した学習状況を基に改善策を検討
- (4) 学力向上に向けた学校の組織的対応を促進するため、研修会・協議会を実施

## 1 (2) 高校生の進路状況について

### 1 現 状

[表1] 全日制・定時制課程卒業者の過去2年間の進路状況(%) 文科省学校基本調査より

区分	岩手		青森		宮城		秋田		山形		福島		全国	
	H26	H25												
大学等進学率	42.4	40.4	42.8	41.4	48.3	48.0	44.4	43.0	44.7	44.4	44.3	43.3	53.8	53.2
専修学校※1 (専門課程)進学率	20.5	21.3	15.5	15.4	17.1	17.8	18.5	18.4	18.9	19.2	20.3	20.3	17.0	17.0
就職者の割合	30.2	29.9	32.7	31.9	24.0	23.3	30.1	29.5	29.6	28.2	28.3	28.5	17.5	17.0

※1) 専修学校(専門課程)とは、入学資格を高校卒業程度とする専修学校で、専門学校とも呼ばれる。

- (1) 本県の定時制を含めた高校生の進路状況は、大学等進学率が40%台、専修学校(専門課程)進学率が20%台、就職者の割合が30%前後で推移している。

全国平均は、大学等進学率が50%台、専修学校(専門課程)進学率が17%台、就職者の割合が17%台で推移している。

- (2) 県教委で独自に調査している意識調査によれば、平成26年3月卒業生の高校入学時の進路希望は、大学等進学34.8%、専門学校進学15.1%、進学先は未定だが進学希望14.3%、就職28.2%、未定7.7%となっている。
- (3) 文科省の就職に関する調査によれば、平成26年3月時点の就職希望者に対する就職者の割合(就職率)は、全国の96.6%に対して、本県は99.1%である。
- (4) 県調査統計課の学校基本調査によれば、震災後の就職者に対する県内就職者の割合は、平成24年度59.5%、平成25年度64.4%、平成26年度64.7%と増加傾向にある。

### 2 課 題

- (1) 生徒の健全な職業観、勤労観の育成  
(2) 生徒個々の興味関心に応じた能力や学力の伸張と、進路希望の実現

### 3 今後の方針性

- (1) 小中高が連携した取組による授業改善の推進と学力向上  
(2) 教育活動全体を通じたキャリア教育、進路指導の充実  
(3) 生徒一人ひとりの進路実現に向けた事業内容の充実

## 1 (3) グローバル人材の育成について

### 1 現状

#### (1) 国の情勢等

- ・社会全体のグローバル化が急速に進展、英語教育の一層の充実が喫緊の課題
- ・小・中・高を通じた英語教育全体の抜本的充実を図るため、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」公表(H25)、高校生留学促進事業(H24~)
- ・将来国際的に活躍できるグローバルリーダーの育成を図るスーパーグローバルハイスクール(SGH)事業(H27~盛岡第一高等学校開始)

#### (2) 県の情勢等

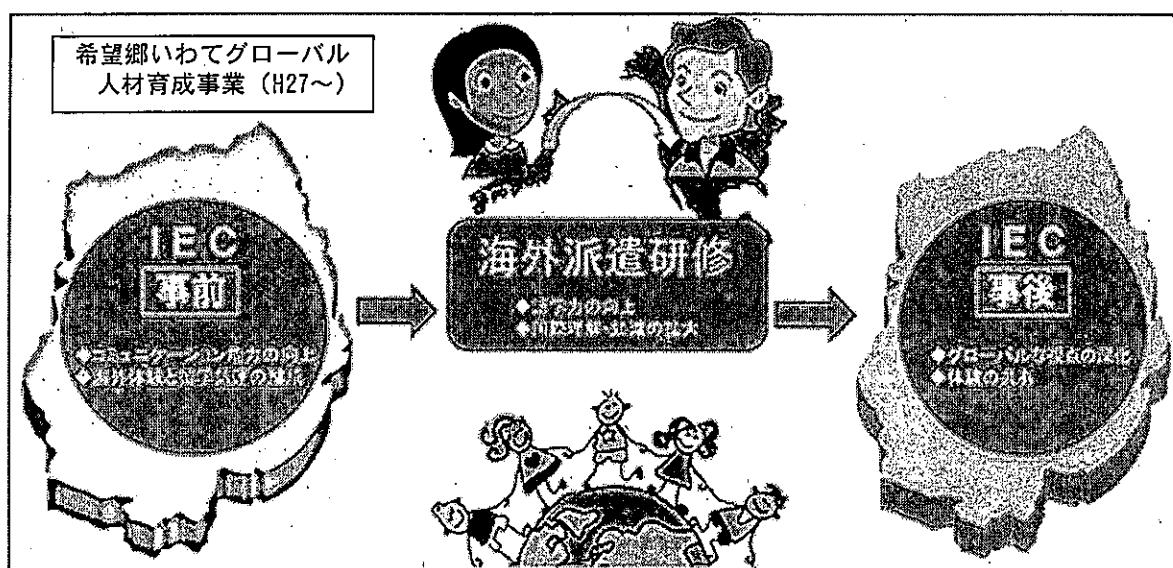
- ・平泉世界遺産登録による観光客の増加やILC誘致による国際交流人口の拡大に大きな期待
- ・英語集中講座実施(H24~)、環境生活部：「いわてグローバル人材育成ビジョン」策定(H25)、高校生海外派遣(H25~)

### 2 課題

- (1) 児童生徒の確かな学力を保障することの一環として、英語力等のコミュニケーション能力の向上及びグローバル人材の育成等のための支援策の充実
- (2) 本県の交流機会の拡大と多文化共生を推進するため海外体験、異文化体験を積んだ若者の育成と若者等のネットワークの充実
- (3) 自らの国や地域の伝統や文化についての理解を深め、尊重する態度を身につけた人材の育成

### 3 今後の方向性

- (1) 小・中・高の接続を強化するため、学力・復興教育に特化した担当を設置し、学力向上、グローバル人材育成等の施策を推進
- (2) 環境生活部と協働し、「希望郷いわてグローバル人材育成事業」として、高校生を中心に英語コミュニケーション能力とともに国境を越えた視野と貢献心を持ち、世界と岩手をつなぐ人材を育成
- (3) 今後、小・中学生も本事業の対象(予定)とし、長い目でグローバル人材を育成



## 2 いじめ問題への対応について

### 1 現状

【表1】過去5年間の県内のいじめの認知件数 問題行動等調査より

区分	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		合計	
	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数	件数	1校あたりの認知件数
平成21年度	198	0.48 (1.6)	175	0.92 (3.1)	61	0.74 (1.0)	4	0.29 (0.3)	438	0.63 (1.9)
平成22年度	191	0.49 (1.7)	166	0.87 (3.1)	100	1.32 (1.2)	21	1.50 (0.4)	478	0.71 (2.0)
平成23年度	124	0.33 (1.5)	123	0.66 (2.8)	72	0.94 (1.1)	12	0.86 (0.3)	331	0.51 (1.8)
平成24年度	1,468	3.97 (5.5)	597	3.21 (5.9)	196	2.65 (2.9)	25	1.79 (0.8)	2,286	3.55 (5.1)
平成25年度	467	1.30 (5.6)	241	1.38 (5.2)	120	1.58 (1.9)	9	0.64 (0.7)	837	1.34 (4.8)

(注1) 1校あたりの認知件数は、認知件数／学校総数

(注2) ( )は、全国の1校あたり認知件数(国・公・私立)

平成25年度に認知したいじめの解消率は、小学校99.1%、中学校96.3%、高等学校89.2%、特別支援学校100%であった。

### 2 課題

- (1) いじめの重大事態に対応する学校及び自治体の体制整備
- (2) いじめの問題に対応する教職員の資質向上
- (3) 各学校が策定した「学校いじめ防止基本方針」の推進
- (4) インターネットを介したいじめ等の未然防止

### 3 今後の方針

- (1) いじめの重大事態に対し、県及び県教育委員会が関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応する体制を整備する。
- (2) 「いわていじめ問題防止・対応マニュアル(仮称)」を平成27年5月に発行し、日常の生徒指導及びいじめの問題に関する各種研修等における活用を図る。
- (3) 各学校が、毎年度、いじめ防止基本方針及び校内組織体制の見直しを行い、実効性のあるP D C Aサイクルを確立するよう指導する。
- (4) 総合教育センターが実施する「情報モラル授業」の充実を図る。
- (5) 「24時間いじめ相談電話」紹介カードを県内の全児童生徒に配付する。

※平成24年度以降継続している取組であること

## 新たな高等学校再編計画の策定について

### 平成 26 年度～平成 27 年 4 月までの取組状況

#### 1 県立高等学校教育の在り方検討委員会での検討

##### (1) 設置の目的

「今後の高等学校教育の基本的方向」(以下「基本的方向」という。)の策定後、東日本大震災津波の影響、国における高等学校の制度改正に加えて、少子化の一層の進行等、生徒及び学校を取り巻く環境が大きく変化している現状を踏まえ、今後の県立高等学校教育の在り方についてあらためて検討する外部有識者による検討組織を設置した。

##### (2) 構成等

委員長 岩手大学 田代高章教授、副委員長 富士大学 佐々木修一教授  
学識経験者 3 名、市町村関係者 3 名、産業関係団体 5 名、教育関係団体 6 名  
全 19 名

##### (3) 開催状況

平成 26 年 5 月～12 月に全 5 回開催。8 月～9 月には、県内 9 ブロックで首長等が参加するブロック別懇談会を開催し、地域からの意見聴取も実施している。

##### (4) 委員会、ブロック別懇談会での主な議論(意見)

- ・ 高校は地域を担う人材育成や地域振興に重要な存在であり、小規模校も一律の基準で統廃合せず、地域の状況を踏まえ存続も視野に検討すべき。
- ・ 少子化の中でも生徒に選択されるような各校の特色づくりに向け、高校と地域との連携を積極的に進めていくべき。
- ・ 遠距離の通学を余儀なくされている生徒にも、通学支援策を実施してほしい。
- ・ 学級定員は、各地域の状況に応じて、35 人学級の設置等柔軟に対応すべき。

##### (5) 報告書の提出

(4) の議論を経て作成された委員会報告書が、平成 26 年 12 月 26 日に県教委に提出された。

同報告書では(4)の議論等を踏まえ、小規模校への対応については、望ましい学校規模を 4～6 学級とすることは変更しないが、地域の実情や現状に配慮することとしているほか、統合により通学等が非常に困難となる場合の再編にはより慎重な検討を求める内容となっている。

#### 2 今後の高等学校教育の基本的方向の改訂

##### (1) 基本的方向改訂案の公表

平成 22 年 3 月に策定した基本的方向の改訂に向け、検討委員会報告書を基に検討し、平成 27 年 1 月 29 日に基本的方向改訂案を公表した。

改訂案の作成にあたっては、東日本大震災津波からの復興、さらには人口減少社会への対応を見据えた長期的な展望に立って、いわての復興・発展を支え、ふるさとを守る人財を本県の高校教育で育成していくことを柱に検討を進めた。

##### (2) パブリック・コメントの実施

実施時期 平成 27 年 2 月 2 日～3 月 3 日

意見総数 1,033 件

主な意見 小規模校の存続、1 学級定員の見直し 等

### (3) 基本的方向の改訂

(2) のパブリック・コメントでの意見を踏まえ、基本的方向改訂案を修正し、平成27年4月20日の教育委員会議定例会において、基本的方向の改訂を議決した。

#### 【改訂のポイント】

- 東日本大震災津波からの復興、さらには人口減少社会への対応を見据えた長期的な展望に立って、いわての復興・発展を支え、ふるさとを守る人財を本県の高校教育で育成していくことを柱に検討、改訂を行う。
- 望ましい学校規模については、生徒の進路目標の実現、多様な経験を積むといった観点等により、原則として1学年4～6学級程度を基本とする。3学級以下の規模の学校については、本県の地理的条件等による通学の状況、人口減少社会への対応や教育の機会の保障等の観点を考慮し、慎重に検討する。
- 小規模校では、教育の質の維持に向けた対策の充実を図るとともに、地元市町村との連携・協力の在り方を検討する。
- 学科については、今後の生徒減少に対応するため、地域の実情も十分に考慮した配置、改編等を行う。

### III 平成27年度の取組

- ・ 市町村長等が参加する地域検討会議、県民との意見交換会を開催し、地域の意見を丁寧に伺う。
- ・ 寄せられた意見を基に、新たな高等学校再編計画(仮称)を具体化していく。

#### 1 具体的な取組内容

##### (1) 今後の県立高校に関する地域検討会議の開催

対象：市町村長、同教育長、PTA関係者、産業関係者等  
県内9ブロック各3～4回程度開催。各ブロックの高校及び学科の配置等について、具体的に議論を深める。

##### (2) 県立高校に関する意見交換会(仮称)の開催

対象：一般県民  
県内9ブロック各2回程度開催。各ブロックの高校及び学科の配置等を中心に意見交換。

※ パブリック・コメント実施の際は、県民への説明会も実施。

#### 2 意見交換にあたっての主な検討内容

- ・ 小規模校の取扱いも含めた各高校の在り方
- ・ 各地域における学科のニーズ(在り方)
- ・ 小規模校における教育の質を確保するための市町村等との連携・協力の在り方
- ・ 1学級の定員
- ・ 再編に伴う通学支援策